

FM-VICS用アンテナの取り付け位置

国土交通省の定める保安基準※に適合させるため、アンテナは、取付許容範囲内（■部）に貼り付けてください。

※道路運送車両の保安基準 第29条 第4項 第7号 に対する、平成11年12月27日付の運輸省（当時）告示第820号

